

建設工事入札参加資格格付基準の見直しについて

平成29年4月1日

伊勢崎市では、本年度に公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正(改正品確法)の内容を踏まえたうえで、現在及び将来の公共工事の品質確保、担い手の中長期的な育成・確保などを促進するとともに、市内建設業の健全な発展を促進するため、市の実情に合わせた建設工事入札参加資格格付基準の見直しを行います。

1. 土木一式工事におけるAランクの等級区分に、本市が発注する特殊性を有する大型工事等を受注する資格を有するA(特)ランクの等級区分を追加する。
→A(特)ランクの該当要件は、土木一式Aのうち総合数値の上位10位までに格付された者(社)とする。
 - (1) A(特)ランクを設けた理由
 - ・特殊性を有する大型工事では、技術的能力を有する者が施工することにより、工事品質の確保・向上が図られる。
 - ・業者がA(特)ランクに向けて技術力競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業が育成される。
 - (2) A(特)ランクの発注請負金額区分

A(特)は、条件付一般競争入札で予定価格7,000万円以上の**大型工事のうち、その内容が特殊性を有するもの**を対象にする

※ A(特)は、上記大型特殊工事のみの入札の資格条件であり、大型特殊工事以外の予定価格1,500万円以上の工事案件については、従来通りAランクを資格条件とする。
 - (3) 導入時期(適用開始)

平成29年10月1日以降に入札契約手続を開始する工事から適用する。
2. 平成30・31年度業者登録に係る格付けに向け、現在業者数や受注機会の偏り等が見受けられる業種については等級格付に係る主観点要素及び総合数値の見直しを図る。→詳細は決まり次第公表する。

※平成29年12月受付開始予定の平成30・31年度業者登録時に格付けに係る書類提出必要